

# 第5回 規制改革推進会議 医療・介護WG資料

平成31年1月17日  
厚生労働省

# 1. 支払基金の組織の見直し

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、「支部の最大限の集約化・統合化の実現」を前提に集約化の在り方を検証し、それを踏まえた法案提出を行う（平成31年措置）こととされている。

**支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化** [法改正事項：2021年4月1日施行]

・現行法上の支部の都道府県必置規定を廃止 [法改正事項]

本部の事務執行機関（権限は理事長から委任）としての**審査事務局（仮称）**を設置 [基金内部規程事項]

**職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センター（仮称）に順次集約**

[基金内部規程事項：2022年4月以降～]

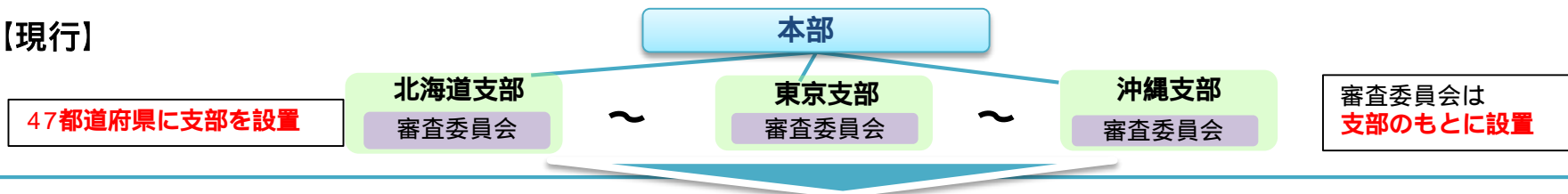
**審査結果の不合理な差異の解消に向けた取組を加速**

**審査委員会は、本部のもとに設置**（現行は支部のもとに設置） [法改正事項]

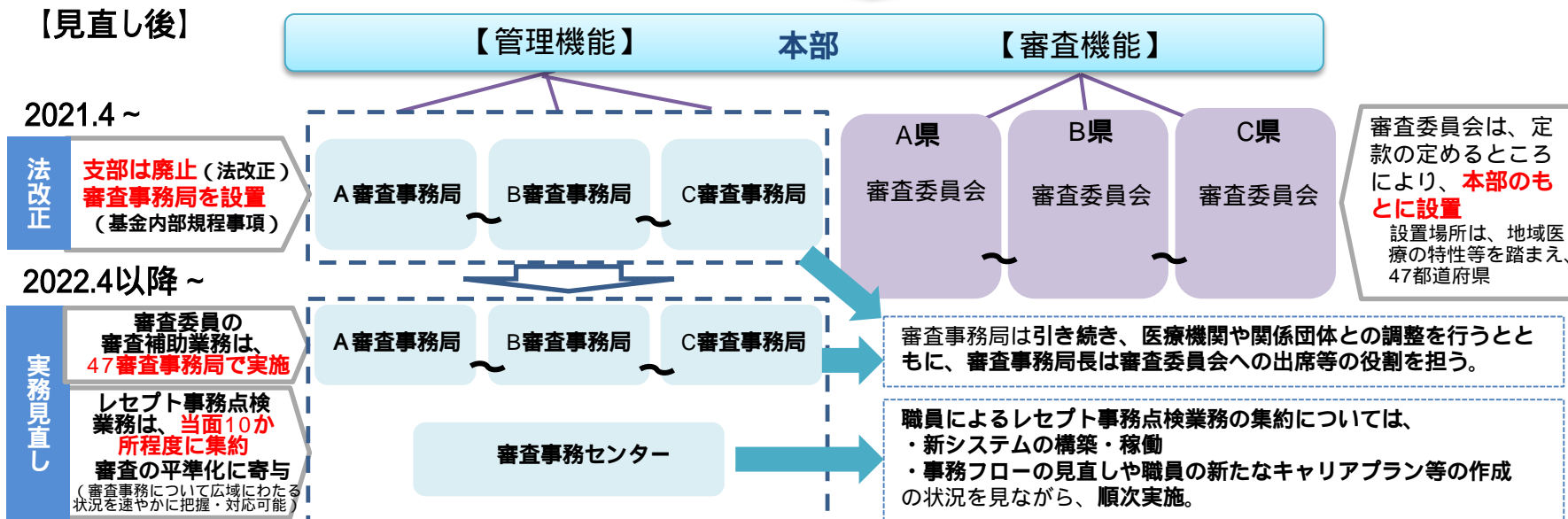
・地域医療の特性等を踏まえ、設置場所はこれまで同様、47都道府県 [基金内部規程事項]

・審査委員の審査補助業務は47の審査事務局で実施

【現行】



【見直し後】



## 2 . その他の法改正事項

### 基金の業務運営に関する理念規定の創設

支払基金の業務運営に関する基本理念として、以下を規定

- ・ 公正・中立な審査の実施やデータ分析等を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進
  - ・ 情報通信技術（ICT）の活用による業務運営の効率化
  - ・ 業務運営の透明性の確保
  - ・ 適正なレセプトの提出に向けた医療機関等への支援
  - ・ 国保連との有機的な連携の推進
- 等

### データ分析等に関する業務の追加等

支払基金が実施できる新たな業務として、「レセプト・特定健診等情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析等に関する業務」を追加。目的規定についても所要の見直し。

データ分析等に関する業務の実施に当たり、情報通信技術やデータ分析等の専門家の意見を聴く仕組みを新設

### 手数料の階層化

現 行：保険者が支払基金に支払う手数料は「レセプトの枚数」を基準に設定

改正後：レセプトの枚数や審査の内容等を勘案し設定

新システムの稼働に伴い、コンピュータチェックのみで審査が完結するレセプトが増加すること等を考慮し、例えば審査の内容に応じて単価を変えることなどを今後検討

### 審査委員の委嘱に関する事項

現 行：審査委員は、三者（診療担当者代表、保険者代表、学識者経験者代表）から同数を委嘱

改正後：診療担当者代表と保険者代表のみ同数とするよう、見直し

機動的な審査委員の確保が可能となる。